

京都市告示第257号

京都市市街地景観整備条例第44条第1項の規定に基づき、平成30年8月10日付けで認定した嵐山まちづくり協議会について変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月31日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
活動の対象区域	京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町の一部、嵯峨天龍寺北造路町の一部及び嵯峨天龍寺立石町の一部	京都市右京区嵯峨天龍寺立石町の一部、嵯峨天龍寺瀬戸川町の一部、嵯峨天龍寺芒ノ馬場町の一部、嵯峨天龍寺北造路町の一部、嵯峨天龍寺造路町の一部、嵯峨亀ノ尾町の一部及び嵯峨中ノ島町の一部

(都市計画局都市景観部景観政策課)